

## 只見町農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

「農業委員会等に関する法律」により、農業委員の選出方法は推薦又は応募により市町村長が任命することとなっています。また、農地利用の最適化（多様な担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）を更に推進するため、現場活動を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することとしております。

只見町では、現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和7年8月11日で満了を迎えることから、農業委員及び農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

### 1. 募集方法

「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を推薦又は応募により募集します。

※推薦とは区や農家組織あるいは団体が本人に代わって推薦することや、個人が組織以外の農業者3名以上から推薦を受ける場合をいいます。また、個人が自身で応募する場合は応募となります。

※農業委員と推進委員の両方に推薦又は応募が可能ですが、兼務することはできません。

### 2. 募集人数

(1) 農業委員 11名

(2) 農地利用最適化推進委員 8名（農業委員会が定める区域毎に各1名）

### 3. 募集要件

(1) 農業委員

次の各号のいずれにも該当する令和7年8月12日において満20歳以上の者

- イ. 町内で農業を営んでいる者、又は町内で農業を営んでいない場合であっても町内に住所を有する者、又は町内に住所を有していない場合であっても町内に住所を有する会社等での活動が認められる者
- ロ. 農業に関する識見を有し、農業委員会の業務を適切に行うことができる者
- ハ. 定数条例に基づく只見町職員でない者

(2) 農地利用最適化推進委員

次の各号のいずれにも該当する令和7年8月12日において満20歳以上の者

- イ. 農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有するとともに地域農業（応募又は推薦を受ける区域）に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行うことができる者
- ロ. 定数条例に基づく只見町職員でない者

※なお、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は、農業委員及び農地利用最適化推進委員に推薦又は応募することはできません。

### 4. 農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の担当区域（応募又は推薦を受ける区域）

| 区 域 名               | 募集人員 |
|---------------------|------|
| 石伏、只見、館ノ川、黒沢、叶津、八木沢 | 1名   |
| 蒲生、寄岩、塩沢、十島         | 1名   |
| 楢戸、小川、下福井、上福井       | 1名   |
| 黒谷                  | 1名   |
| 長浜、荒島、熊倉、亀岡、深沢      | 1名   |
| 小林、大倉               | 1名   |
| 梁取、二軒在家、塩ノ岐         | 1名   |
| 坂田、布沢               | 1名   |

### 5. 主な業務

(1) 農業委員

農地法等によりその権限に属された事項について審査及び決定等の業務を行います。

- ・農業委員会総会（月1回）に出席し、農地法等の権限に属された事項を審議、決定
- ・農地法等に基づく申請の調査
- ・農地の利用状況の調査等
- ・担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消等の推進・新規参入の促進
- ・農業に関する調査及び情報提供、法人化その他の経営の合理化
- ・その他各種研修会等の会議への出席等

(2) 農地利用最適化推進委員

担当する区域において担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消等の現場活動を行い、農地の有効利用等の業務を行います。

- ・担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消等の推進・新規参入の促進
- ・地域の農業者等との話し合いによる農地利用の調整
- ・必要に応じて農業委員会総会などの会議に出席等
- ・農地の利用状況の調査等
- ・その他各種研修会等の会議への出席等

### 6. 委員の任期

(1) 農業委員 令和7年8月12日～令和10年8月11日

(2) 農地利用最適化推進委員 農業委員会が委嘱した日～令和10年8月11日  
（農業委員の任期満了の日まで）

### 7. 報酬（年額）

(1) 農業委員会長 200,000 円（年額）／委員 169,000 円（年額）、能率額（別途規則に定める額）

※その他必要に応じて費用弁償あり

(2) 農地利用最適化推進委員 119,700 円（年額）、能率額（別途規則に定める額）

※その他必要に応じて費用弁償あり

### 8. 推薦又は応募の期間（推薦・応募用紙提出期間）

令和7年3月3日（月）午前8時30分から令和7年4月4日（金）午後5時まで

（郵送の場合は当日消印有効）

### 9. 推薦・応募方法

推薦・応募用紙（農業委員用と農地利用最適化推進委員用があります）に必要事項を記載し、農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。なお、推薦・応募用紙は只見町ホームページからダウンロードしていただくか、農業委員会事務局から郵送させていただきます。直接お渡しします。

【推薦・応募書類の提出先】

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591-30 只見町農業委員会事務局

### 10. 推薦・応募状況の公表

推薦又は応募された書面の記載事項（住所を除く）について、募集期間の中間及び募集期間の終了後に本町ホームページ等に公表されますので、予めご了承ください。

### 11. 選考方法等

(1) 農業委員

推薦又は応募された者について評価・審議を行って委員候補者を決定し、当該候補者について町議会の同意を得て委員を決定し、町長が任命します。

(2) 農地利用最適化推進委員

推薦又は応募された者について評価・審議を行って委員を決定し、農業委員会が委嘱します。

### 12. お問い合わせ先

只見町農業委員会事務局

電話 0241-82-5230 FAX0241-82-2845 Eメール nougyou@town.tadami.lg.jp